

2022年 2月 7日

オハラ樹脂工業株式会社

代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部

執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部

執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



「業務G r . 」 出向者に対する抗議並びに団体交渉開催要求書

当労組がその存在を認めてもない「業務G r . 」出向者に対し、以下嚴重に抗議申し上げますと共に、速やかな団体交渉開催を強く求めます。

記

- 1 上記出向者は、本社工場及び、同東工場に於いて、何らその目的も示さず、作業中の従業員を無言で過剰に「凝視」し、監視と思われる不審行為に日々及んでおります。この言動に対し従業員らから、「気持ち悪い」、「視線が鬱陶しい」、「不気味」、「視線が嫌らしい」など、嫌悪と抗議の声を買っています。
- 2 上記出向者は、本年になってから毎日のように午前9時頃、本社工場2階「検査室」付近に姿を現し、これまた出勤する従業員を無言で過剰に「凝視」し、監視と思われる不気味な行動に日々及んでおります。この行為について当労組分会長の朝倉氏が、本年1月17日(月)9時頃、「ここで何をしているのか」と尋ねると、同出向者は、「交通整理をしている」、と答えられましたが、実際に交通整理をしなければならないような場所でもなく、事故なども起きておらず、他の従業員に尋ねてみても「交通整理」に当たっているところを見た者もなく、明らかな虚言としが例えようがありません。また、少なくない従業員から、挨拶もせず、「不気味」、

「気持ち悪い」、「邪魔」など、いぶかしがられています。

3 同出向者は、上記奇行を業務として行っているのか、業務であるとすれば尾原社長の命を受けての行為なのか、外の誰かが命じているのか、明らかにされるよう求めます。なぜならば、上記奇行は、明らかに使用者の安全衛生配慮義務に反するものであり、単に職場秩序を乱すのみならず、精神衛生上に於いても、著しく職場環境を害する行為であって、到底看過できるものではありません。さらに上記出向者は、自動車用樹脂精密部品の射出成形加工の経験が全くない、いわゆる「素人」にも拘わらず、まるで工場長や品質保証管理者に成り代わったかのように、「5M」や「成形条件表」などを口にし、各職場従業員を混乱させ、最早、「責任と権限の原則」は破綻していると言わなければなりません。そしてこれらは①就業規則上の根拠、②組織図上の根拠、③「ISO9001」上の根拠はなく、当労組が繰り返し申し上げているように、この事態こそまさに「業務Gr.」は「組織破壊部署」であることを如実に表していると言わなければならず、当労組が兼ねてより「業務Gr.」なる不必要な部署の廃止を求めている所以であり、強く抗議申し上げる次第であります。

4 当労組と致しましては、上記1～3についての回答を本年2月11日（金）17時30分までに当労組分会宛為されると共に、本件に於ける速やかな団体交渉開催を強く求めます。

尚、上記団体交渉開催要求は、貴社が貴社2020年1月9日付「回答書」で述べられた「義務的団体交渉」事項である為、重ねて団体交渉開催を強く要求致します。

（1）開催希望日

第一希望日：2022年2月22日（火）

第二希望日：2022年2月23日（水）

第三希望日：2022年2月24日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人数：当労組交渉委員及び傍聴を希望する組合員

（2）議題

「業務Gr.」出向者の奇行について

(3) その他

当労組上記書面について不明点があればその項目について、①具体的内容、②合理的理由、③根拠、④趣旨、を全て明らかにされた上で回答されるよう求めます。尚、貴社が上記を示せない場合には、上記開催条件にて団体交渉を開催されるよう強く求めます。

以 上